

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		障害者訓練等給付事業						予算事業名		障害者訓練等給付費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法				
			03	01	03	3002	経常経費						
総合計画体系		1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業				
		1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）											
		②社会参加と自立支援の充実						担当課係等	社会福祉課				
1自立支援医療・給付の充実						障害福祉係							
事業期間		継続（平成18年度～令和 4年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
障害者等の心身状況、サービス利用の意向、介護者の状況及びサービス提供体制等を勘案し、適切な障害福祉サービスを提供することにより、障害のある方が地域で安心して自立して暮らせるようにする。							平成18年10月に障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行され事業を実施						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
①障害者の利用申請受理 ②障害支援区分認定調査及び障害者介護給付等支給審査会の開催 ③障害支援区分認定 ④申請者へ決定通知 ⑤障害者指定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成 ⑥訪問系，日中活動系，居宅系サービスを行う指定サービス提供事業所において障害福祉サービスを利用 ⑦各事業所から国保連合会等を経由して給付請求を受ける。 ⑧市の適正執行の確認・審査後，各事業所へ給付費を支払う。							障害者及び難病患者						
							【事業をとりまく環境の変化】						
							民間事業者の参入により指定事業者数が増加し利用者の選択肢が広がり，広域的にサービスを利用することができるようになってきた。H30.4月の法改正により就労定着支援と自立生活援助のサービスが新たに設けられた。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
○障害者の就業支援と自立生活支援への給付 ・自立訓練・就労移行支援 ・就労継続支援・就労定着支援 ・共同生活支援・自立生活援助				○障害者の就業支援と自立生活支援への給付 ・自立訓練・就労移行支援 ・就労継続支援・就労定着支援 ・共同生活支援・自立生活援助				○障害者の就業支援と自立生活支援への給付 ・自立訓練・就労移行支援 ・就労継続支援・就労定着支援 ・共同生活支援・自立生活援助					
■事業費													
				H30年度		R01年度							
財源内訳	国庫支出金			141,082		153,830							
	県支出金			70,541		76,915							
	地方債			0		0							
	その他			0		0							
	一般財源			70,541		76,918							
歳入計（千円）				282,164		307,663							
歳出内訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）						
	20 扶助費				282,164		307,663						
歳出計（千円）（A）				282,164		307,663							
伸び率（％）						9.03							
備考	総合計画65ページ 予算書73ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	自立訓練等給付決定人数	人	目標	12.00	12.00	12.00
	生活訓練（宿泊含む）や機能訓練の利用決定者数		実績	6.00	0.00	0.00
	就労継続支援（A型・B型）利用人数	人	目標	130.00	130.00	130.00
			実績	135.00	0.00	0.00
成果 指標	自立訓練等給付延べ日数	日	目標	2,000.00	2,000.00	2,000.00
			実績	1,320.00	0.00	0.00
	就労継続支援（A型・B型）給付延べ日数	日	目標	20,600.00	20,600.00	20,600.00
			実績	31,636.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	障害者が地域で生活するうえで必要なサービスと経済的支援である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政が負担すべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在のやり方が一般的であり、特に問題はない。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	障害の状況、利用数等により必要な費用が変わるため、どちらとも言えない。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	支援が必要な障害者に対し、必要なサービス提供を行った。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	継続してサービス提供できている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
民間事業者の参入及び広域的にサービス利用することで、利用者の選択幅が広がってきている。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
利用者が適切にサービスが利用できるよう適正執行の確認を行う。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 障害者総合支援法の規定及びガイドラインを遵守した事業実施を行う。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	